


第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

保有個人情報一部開示決定通知書

様

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター 理事長 

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求に対して、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

1 請求に係る保有個人情報の内容			
2 保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
3 開示しない部分及びその理由	(東京都個人情報の保護に関する条例第16条第 号に該当)		
4 担当課	電話番号		
5 備考			

- 注1 当日は、この通知書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。
- 2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で総務課まで連絡してください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。